

## 建設業法令遵守ガイドライン解説Ⅱ

### 【その2】

#### 追加・変更契約(建設業法第19条第2項関係)

工事の着工前に所定の事項を記載した契約書を書面で作成しなければならないことは【その1】の説明でご理解いただけたと思います。しかし、現実にはさまざまな事由により施工方法を変更しなければならなくなったり、それに伴って金額が増加、工期が延びるなど、当初の契約内容に変更が生じることはしばしばあります。

そんなときも、建設業法では事前に変更内容を書面にして記名押印することを求めています。つまり変更契約書の作成を義務付けているのです。

例外的な取り扱いとして、追加工事等の全体数量等の内容が直ちに確定できないなど、その都度変更契約を締結することが不合理な場合は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わし、全体数量等の内容が確定次第遅滞なく変更契約を行うことができます。

- ①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ②当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更を行う時期
- ③追加工事等に係る契約単価の額

最近よく聞く話として、追加工事等の費用を下請負人が負担させられることもあるようです。このような行為は、建設業法違反(第19条の3)の恐れが非常に高く、下請負人から監督行政への通報であれば、行政処分の対象となりかねません。

**ご相談はお気軽にメールください。**